

## 鳥取駅周辺再生基本構想（第 2 期）策定委員会設置要綱

### （設 置）

第 1 条 鳥取駅周辺の賑わい創出を図るための次期構想である「鳥取駅周辺再生基本構想（第 2 期）」（以下「基本構想」という。）を策定するため、「鳥取駅周辺再生基本構想（第 2 期）策定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

### （委員会の構成）

第 2 条 委員会は、有識者、鳥取駅周辺商業者、交通関係者、商工関係者、住民代表、文化・観光・福祉関係者、中心市街地活性化に資する団体等の中から市長が委嘱する委員をもって組織する。

### （検討事項）

第 3 条 委員会は、基本構想を策定するため、次の事項について検討を行う。

- （1）鳥取駅周辺再生基本構想（平成 23 年度～令和 2 年度）の検証及び鳥取駅周辺が抱える課題を踏まえた、基本構想の方針、区域、事業イメージの検討等
- （2）その他、基本構想の策定に関すること。

### （委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

### （役 員）

第 5 条 委員会に、次の役員を置く。

- （1）委員長 1 名
- （2）副委員長 1 名

### （役員を選任）

第 6 条 役員は、委員会において委員の互選により選出する。

### （役員の仕事）

第 7 条 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### （会 議）

第 8 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長がこれにあたる。
- 3 委員会は、代理を含む構成員の半数以上の出席により成立する。
- 4 委員会の議事は、代理を含む出席構成員の過半数により決し、可否同数のと

きは議長の決するところによる。

- 5 委員長は、委員会に、関係行政機関等の職員または委員長が必要と認める者の出席を求め、必要な説明又は意見を聴取することができる。
- 6 委員長が必要と認める場合は、委員は、ビデオ会議その他これに類する方法で会議に出席することができる。

(会議の公開)

第 9 条 委員会の会議は、公開を原則とする。ただし、出席構成員の 3 分の 2 以上が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

(事務局)

第 10 条 委員会の事務局は、鳥取市都市整備部中心市街地整備課が担当する。

(有効期間)

第 11 条 この要綱の有効期間は、第 4 条に定める委員任期が終了するまでとする。

(補 則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が、これを定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。